

不動産の取得により必要となる税金

□不動産取得税（県税・お問い合わせ先：県税事務所）

不動産を取得した方が、その不動産が所在する都道府県に納める税金です。税額は、土地や家屋（住宅）の価格（固定資産税評価額。宅地等の場合は、同評価額の2分の1）の3%、住宅以外の家屋については価格（固定資産税評価額）の4%です（令和8年3月31日までの取得に適用される税率）。

□印紙税（国税・お問い合わせ先：税務署）

不動産の売買契約をする方が、契約書に収入印紙を貼付することにより納める税金です。税額は次表のとおりです（不動産譲渡に関する契約で、令和9年3月31日までの税額）。

契約書に記載された契約金額		税 額
1万円以上	50万円以下	200円
50万円 超	100万円以下	500円
100万円 超	500万円以下	1千円
500万円 超	1,000万円以下	5千円
1,000万円 超	5,000万円以下	1万円
5,000万円 超	1億円以下	3万円
1億円 超	5億円以下	6万円
5億円 超	10億円以下	16万円
10億円 超	50億円以下	32万円
50億円 超		48万円

□登録免許税（国税・お問い合わせ先：法務局）

不動産の登記をする方が納める税金です。税額は、土地に係る所有権の移転登記の場合、原則として不動産の価格（固定資産税評価額）の2%です。ただし、令和8年3月31日までに登記を受ける場合、1.5%となります。

□固定資産税・都市計画税（市町税・お問い合わせ先：市役所、町役場）

毎年1月1日現在で土地や家屋を所有している方（都市計画税は、市街化区域内に土地や家屋を所有している方）が、市町に納める税金です。税額は、固定資産税が固定資産税評価額の1.4%、都市計画税が0.3%以内です